

指定給水装置工事事業者指定申請書の記入について

水道法に基づいて川越市に指定給水装置工事事業者の指定を申請しようとする工事業者は、下記事項を確認の上、申請手続きを行って下さい。

記

【申請書類】

次の必要書類を記入の上、提出してください。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書・・・・・・・・・・様式第1（施行規則第18条関係）
- ②機械器具調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表（施行規則第18条関係）

〔記入上の注意〕

- ・申請者・・・・・・・・法人名等を記入して下さい。印は、法人においては社印及び代表者印を押印して下さい。個人店においては屋号を記入して下さい。
- ・役員・・・・・・・・登記事項証明書に記載された役員名を記入して下さい。個人店においては、参考のため専従者を記入して下さい。
- ・事業の範囲・・・・・・・・法人においては、定款等に定める事業を記入して下さい。給水装置工事を行うものであることを確認します。
- ・給水区域で給水・・・・給水区域とは川越市内を指しますが、事業所（店舗）の所在地は市内・装置工事を行う市外を問いません。また、事業所とは給水装置工事の拠点となる場所を事業所の名称指します。単なる作業員の休憩所は事業所ではありません。

【添付書類】

申請書類と共に、以下のものを提出して下さい。

- ③誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2（施行規則第18条関係）
- ④給水装置工事主任技術者選任届出書及び主任技術者免状等のコピー
・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第3（施行規則第22条関係）
- ⑤事務所の外観、内部、工具等の写真（紙に印刷したものでも可）
- ⑥法人の場合：定款（又は寄付行為）及び登記事項証明書（原本）を各1通
個人の場合：住民票

【申請手数料】

申請手数料は1万円です。「指定給水装置工事事業者指定通知書」の交付日に来庁の際、小切手又は現金で納付して下さい。

【申請後について】

申請書類を審査した結果、適法と認められた場合には、「指定給水装置工事事業者指定通知書」を交付します。交付日等は予め文書でお知らせしますので、同封の書類を作成し、決められた日時に来庁して下さい。交付日には、条例等工事関係の説明を行います。指定後、給水装置工事の申請をする場合は、川越市上下水道局給水サービス課の給水装置担当と事前に打ち合わせをしてください。

また、水道法第25条の7に該当する事由が発生した場合には、変更の届出等をして下さい。

《問い合わせ先》 給水サービス課 給水装置担当

TEL:049-223-3071